

令和 6 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 3 回 臨時会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 1 7 日 開 会

令和 6 年 1 2 月 1 7 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録目次

12月17日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第12号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第2号）について	6
○日程第 5 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例制定について	8
○日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定 について）	9
○閉 会	10



令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録

令和6年12月17日（火曜日）

○議事日程

令和6年12月17日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第12号 令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正  
予算（第2号）について

日程第 5 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
理に関する条例制定について

日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 林 義 浩 君

2番 川 上 秀 範 君

3番 田 代 耕 一 君

5番 勝間田 幹 也 君

6番 石 原 和 美 君

7番 牧 野 恵 一 君

8番 永 井 誠 一 君

10番 藪 田 豊 造 君

11番 神 野 義 孝 君

12番 臼 井 光 昭 君

13番 小 林 恵美子 君

14番 鈴 木 豊 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者

管 理 者

勝 又 正 美 君

副 管 理 者

込 山 正 秀 君

副 管 理 者

田 代 明 人 君

会 計 管 理 者

勝間田 守 正 君

事 務 局 長

鎌 野 武 君

消 防 長

外 山 貴 彦 君

庶 務 課 長

梶 茂 樹 君

庶 務 課 技 監

池 田 浩 一 君

事務局次長兼資源循環課長

佐 藤 修 一 君

事務局次長兼衛生センター所長	三 輪 徹 君
消防次長兼消防総務課長	芹 澤 良 信 君
予 防 課 長	伊 倉 博 一 君
警 防 課 長	三改木 辰 也 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 秀 宗 君
救 急 課 長	井 上 博 昭 君
御 殿 場 消 防 署 長	野 木 幹 雅 君
小 山 消 防 署 長	杉 本 敏 行 君
御 殿 場 市 副 市 長	良 知 淳 子 君
御殿場市企画戦略部長	沓 間 信 幸 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	小 林 和 樹 君
御殿場市環境市民部長	井 上 史 代 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小山町企画総務部長	長 田 忠 典 君
小山町くらし環境課長	鈴 木 新 一 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加 藤 貴 大
庶務課総務スタッフ主幹	竹 内 みずほ
庶務課総務スタッフ主任	勝 又 良 太
庶務課総務スタッフ副主任	曾 根 綾 乃

○議長（小林恵美子君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（小林恵美子君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上であります

ので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（小林恵美子君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、14番 鈴木豊議員、1番 林義浩議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（小林恵美子君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和6年第3回臨時会の会期は、本日12月17日の1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、第3回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（小林恵美子君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第12号及び議案第13号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案1件、条例案1件の計2件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

それでは、議案第12号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」申し上げます。

今回の補正額は4,600万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億8,500万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、9月補正予算編成後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、退職手当等人件費の増額や焼却灰受入先の単価上昇等に伴う委託料の増額、消防用ホースの更新等に伴う消耗品費の増額などでございます。

歳入の主なものは、歳出の補正に伴う市町負担金の増額でございます。

次に、議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例制定について」申し上げます。

本案は、刑法等の改正により「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

日程第4 議案第12号「令和6年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第12号につきまして御説明いたします。

資料4、補正予算書を御用意いただき、1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,600万円を追加し、予算の総額を42億8,500万円とすることを定めております。

補正内容は、事項別明細書により歳出から御説明いたしますが、人件費の補正につきましては、本年4月の職員人事異動等によるもので、26ページから29ページにかけて補正給与費明細書に取りまとめましたので、詳細説明は省略させていただきます。

それでは、18ページ・19ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の説明欄1は、人事異動による増額、児童手当の法改正に伴う増額、及び当初予算に見込んでいない退職予定者3名に係る退職手当を増額するものです。2は、説明欄記載の基金利子を積み立てるものです。

次のページをお願いいたします。

3款2項1目塵芥処理費の説明欄1は、人件費分の増額です。2は、焼却センターから生じる焼却灰の運搬・処理に係る委託料を増額するものです。社会情勢や物価高騰等により、年度途中ではありますが第4四半期から増額するものです。

3款2項2目し尿処理費の説明欄は、職員及び会計年度任用職員に係る、人件費の補正となります。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目常備消防費の説明欄1は、人件費分の減額です。2は、点検により不良となった消防用ホースの補充、消火活動により消費した泡消火剤の補充、及び消火活動や訓練により消費した空気呼吸器用の酸素ボンベの充填に係る消耗品費を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目予備費は、計数調整です。

次に、歳入につきまして説明いたしますので、ページを戻っていただき 1 4 ページ・1 5 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、基金元金に対する預金利子が増加したことにより増額するものです。

再度ページを戻っていただき、1 2 ページ・1 3 ページをお願いいたします。

ここまで説明させていただきました歳出及び歳入の補正により、1 款 1 項 1 目負担金につきましては、4, 5 8 5 万 8, 0 0 0 円の増額となり、内訳は、御殿場市が 3, 5 2 0 万 3, 0 0 0 円、小山町が 1, 0 6 5 万 5, 0 0 0 円の増額となります。

以上で、議案第 1 2 号「令和 6 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（小林恵美子君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

これより、議案第 1 2 号「令和 6 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小林恵美子君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小林恵美子君）

日程第5 議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第13号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の1ページをお開きください。

こちらは、改正条文です。

概要につきましては、議案資料にて説明させていただきますので、資料3、議案資料の1ページを御覧ください。

趣旨につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、刑法等一部改正法の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例においても「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものです。

対象条例につきましては、資料に記載の2つの条例です。

施行期日につきましては、刑法等一部改正法の施行期日に合わせ、令和7年6月1日です。

経過措置といたしまして、この条例の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する規定の適用等については、所要の経過措置を設けます。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表につきましては、ただいまの説明のとおり、各条例において「拘禁刑」に改める箇所を示しております。また、9ページの附則において、施行期日及び経過措置を規定しております。

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長 (小林恵美子君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長 (小林恵美子君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長 (小林恵美子君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長 (小林恵美子君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長 (小林恵美子君)

これより、議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (小林恵美子君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (小林恵美子君)

日程第6 報告第3号「専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長 (外山貴彦君)

それでは、報告第3号について説明をいたします。

資料2、報告書の1ページをお願いいたします。

専決処分により、救急車による物損事故につきまして、損害賠償の額を決定いたしましたので報告するものです。

損害賠償の額は、1万1,000円です。

事故の概要の説明をいたしますので、資料3、議案資料の11ページをお願いいたし

ます。

この事故は、令和6年9月29日日曜日、午後5時59分頃、御殿場市東田中1417番地の2ファミリー・ヴィラ御殿場において発生しました。

当マンションで発生した救急事案に出動した御殿場消防署の救急車が、車両反転の際に車両上部後方のデジタル無線アンテナをマンション1階の駐車場天井部分に接触させ、天井の一部を損壊させてしまったものです。

天井部分修繕費用の1万1,000円を組合が賠償することで、令和6年11月5日に示談が成立いたしました。

損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会から全額補填されております。

今回の事故を教訓に、全職員に対して、業務遂行時及び私用時の事故防止に向けた注意喚起と、再発防止の徹底を図るよう周知いたしました。

このたびの事故について深く反省し、報告といたします。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（小林恵美子君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（小林恵美子君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（小林恵美子君）

本件は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、御了承願います。

○議長（小林恵美子君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和6年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小 林 恵美子

署名議員 鈴 木 豊

署名議員 林 義 浩